

事務連絡
令和3年10月13日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」を
踏まえた更なる取組の推進について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があります。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。）においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）では、ダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）を適宜見直すこととされています。

これを踏まえて国土交通省では、総務省とも連携して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け総行行第215号・国土入企第26号）等により、各地方公共団体に対して低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等によりダンピング受注の排除を図るよう要請してきたところです。

また、「技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための適正な入札及び契約の実施」（令和3年6月15日付け総行行第201号・国不入企第15号）等により、調査基準価格及び最低制限価格の見直しやその適切な実施によるダンピング対策の実効性の確保等を要請するとともに各地方公共団体における調査基準価格及び最低制限価格の算定方式や設定範囲等の基準の設定状況について見える化等の取組を実施することとしておりました。

このたび、「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」の結果を踏まえ、各市区町村におけるダンピング対策の取組状況を別添1のとおり取りまとめて公表しましたので送付いたします。また、取組の一層の推進を図るよう地方公共団体に対して別紙1のとおり事務連絡を送付しましたので、ご参考までに送付いたします。

貴職におかれましては、当該取組についてご理解と適切な対応をお願いするとともに、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。

※別添1は、データ容量が大きいため添付を省略させていただきますので、恐れ入りますが、次のURLよりご確認ください。

(国土交通省HP) https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00069.html

事務連絡
令和3年10月13日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

地方公共団体におけるダンピング対策取組状況の「見える化」を
踏まえた更なる取組の推進について

ダンピング受注（その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結をいう。）は、工事の手抜き等を招くことによりその品質の低下が懸念されるほか、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど、建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止する必要があります。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。）においては、公共工事の入札及び契約の適正化の基本となるべき事項としてダンピング受注の防止が明記されており、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（令和元年10月18日閣議決定）では、ダンピング受注の防止を図る観点から低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」という。）を適宜見直すこととされています。

これを踏まえて国土交通省では、総務省とも連携して、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（令和元年10月21日付け總行行第215号・国土入企第26号）等により、各地方公共団体に対して低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底すること等によりダンピング受注の排除を図るよう要請してきたところです。

また、「技能労働者の処遇改善に向けた環境整備のための適正な入札及び契約の実施」（令和3年6月15日付け總行行第201号・国不入企第15号）等により、調査基準価格及び最低制限価格の見直しやその適切な実施によるダンピング対策の実効性の確保等を要請するとともに各地方公共団体における調査基準価格及び最低制限価格の算定方式や設定範囲等の基準の設定状況について見える化等の取組を実施することとしておりました。

このたび、「令和2年度入札契約適正化法に基づく実施状況調査」の結果を踏まえ、各市区町村におけるダンピング対策の取組状況を別添1のとおり取りまとめて公表しましたので送付いたします。

各地方公共団体におかれましては、今回の「見える化」を踏まえ、近隣の地方公共団体をはじめとした他の地方公共団体の取組状況を適宜参考の上、ダンピング対策の取組についてより一層の推進に努めていただきますようお願いいたします。

今回の「見える化」では、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度のいずれも未導入の市町村は全国で88団体まで減少していることや、調査基準価格及び最低制限価格の設定水準について「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(以下「中央公契連モデル」という。)相当の基準を採用する団体が増えたことなど、ダンピング対策の取組について一定の進展がみられたところです。

一方で、比較的小規模な団体を中心に中央公契連モデルの水準を下回る基準を採用している団体も依然見受けられることから、これらの団体については調査基準価格及び最低制限価格の見直し等について積極的な取組に努めていただきますようお願いいたします。

また国土交通省では、市区町村におけるダンピング対策の取組の更なる推進を図るため、都道府県公共工事契約業務連絡協議会と連携した市区町村への直接働きかけのほか、取組が遅れている団体に対して順次、個別ヒアリングを実施する予定としておりますので、あらかじめご承知ください。

各都道府県においては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。以下同じ。）におけるダンピング対策の取組が推進されるよう、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨を周知願います。